

(※1) 記載されていない工事等

- ① 予定価格が250万円を超えないと認められる工事及び入札契約方式が一般競争入札以外の測量・建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）
- ② 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議、調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事及び業務
- ③ 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ④ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ⑤ 附帯工事又は受託工事等で、県・市町村議会承認等が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ⑥ 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事
- ⑦ 災害発生期間中、災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う工事及び業務（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。）
- ⑧ 公表することによって業務の執行に支障が生ずるもの
 - ・ 特定人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合
 - ・ 法令等の規定に反する場合
 - ・ 県等の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報を公表することになり、県等の機関の公正な意思形成が損なわれたり、不当に県民に混乱を生じさせたりするおそれがある場合
 - ・ 県等の財産上の利益、契約又は交渉等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある場合